

長島ダムにおける湖内堆積土砂有効活用試行要領

（目的）

第1条 この要領は、長島ダム管理所が管理する長島ダムにおいて、ダム管理上支障となる堆積土の有効活用を目的とし、維持管理経費の削減と資源の有効活用を図るため、土砂等の利用を希望する者（以下「希望者」という。）を公募することについて、必要な事項を定め、ダム管理の効率化と資源の有効活用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 土砂等 河川法第25条の土石をいう。
- (2) 堆積土 ダム湖内の堆積土砂または搬出し仮置きした土砂をいう。
- (3) 掘削等 堆積土の掘削・積み込み及び搬出の一連作業をいう。
- (4) 所長 長島ダムを管理する長島ダム管理所長をいう。

（掘削等希望者の資格）

第3条 希望者は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 静岡県知事から砂利採取法第3条の登録を受けている者又は登録を受ける見込みがある者であること。
- (2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2の各号の規定に該当しないこと。該当する場合は、その事実があった後2年を経過していること。
- (4) 堆積土活用申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法（昭和24年法律第100号）及び採石法（昭和25年法律第291号）に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

（公募対象箇所）

第4条 堆積土の対象箇所は、所長が公募する際に明示する箇所とする。

（希望者の公募手続き）

第5条 所長は、掘削等希望者を公募しようとするときは、次に掲げる事項をホームページへの掲出その他の方法により周知しなければならない。

- (1) 掘削等対象場所（区域、掘削等対象範囲等）
- (2) 公募期間
- (3) 掘削等作業期間
- (4) 掘削等すべき土砂等の概算数量
- (5) 公募手続
- (6) 審査及び決定の方法

- (7) 掘削等作業申請手続
- (8) 掘削等作業に当たって付される主要な条件
- (9) その他必要事項

(掘削等希望申込み)

第6条 掘削等希望者は、掘削等申込書、掘削等計画概要書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を所長に提出するものとする。この場合において、提出に要する諸費用は、掘削等希望者の負担とする。

(掘削等希望者の審査及び掘削等予定者の決定)

第7条 所長は、掘削等希望者から提出される申請書等に基づき適格審査を行う。この場合において必要があるときは、掘削等希望者に申請書等の内容について説明を求めることができる。

- 2 所長は、適格審査の結果、適格と認められた希望者の中から掘削等予定者を決定するものとする。
- 3 所長は、掘削等予定者の決定結果を文書で通知するものとする。

(掘削等予定者の義務)

第8条 掘削等予定者は、決定通知を受けた後、許認可の申請を行わなければならない。許認可の申請に要する諸費用は、掘削等予定者の負担とする。

- 2 掘削等予定者は、許認可に付された条件を遵守しなければならない。

(掘削等予定者の決定の取消し等)

第9条 所長は、掘削等予定者として決定した者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、掘削等予定者の資格を取り消し、その者に文書により通知するものとする。

- (1) 申請書等の提出書類の内容に虚偽又は不正があることが明らかになったとき。
- (2) 許認可の申請を特別な理由がなく、所長が定めた期間内に行わなかったとき。
- (3) 許認可の審査の結果、不許可等とされたとき。

- 2 前項の規定による取消しに伴い生じた損害は、掘削等予定者の負担とする。

(再公募等)

第10条 所長は、掘削等予定者の決定の取消しを行った場合、第6条の規定により申請書等を提出した掘削等希望者（当該取消しを受けた者を除く。）から新たに予定者を決定するものとする。ただし、該当する者がいない場合は、改めて公募を行うものとする。

(留意事項)

第11条 この要領の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 公募対象箇所の土砂等は、掘削等予定者のみが許認可を受けることができる。
- (3) 掘削等予定者は、掘削等した土砂等を全量河川区域外に搬出し、適切に処理しなければならない。

- (4) 土砂等の堆積がダム管理上支障となっている箇所については、本来、河川管理者が除去等の対策を講じなければならないところで、この要領による土砂等の掘削等は、河川管理上除去することが必要な土砂等を公募により掘削等希望者の掘削等によって除去するものである。また、この掘削等は河川法第 20 条の規定による河川管理者以外の者が行う河川の維持に該当するが、河川法施行令（昭和 40 年 2 月 11 日政令第 14 号）第 12 条において承認を要さない行為としている「草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持」と解し、河川法第 20 条の規定による河川管理者以外の者が行う河川の維持に係る承認は、不要とする。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。